

〈昭和60年度支部会研究活動報告〉

〈東海支部会〉

1. 61年度事業報告 川口光雄副会長（名古屋経済大学）より、61年度の事業報告として以下の事業についての報告があった。

(1) 第2回研究会 昭和61年6月14日

発表者：野々宮徹氏（愛知教育大学）

演題：「レクリエーション空間再考」

(2) シンポジウム “高齢者のレクリエーションを考える”

① 高齢者レクリエーションの実践報告

愛知県レクリエーション協会副会長

田中系之助

② 高齢者スポーツのあり方について

日本福祉大学 山本英毅

2. 61年度決算報告 会計担当の守能信次氏より、61年度の決算報告があった。尚、年度会費の納入率が非常に低いという状況である。

3. 62年度事業計画 以下4点について議論がなされた。

(1) 研究発表会の開催

(2) 愛知県レクリエーション協会との共同事業（シンポジウム等）

(3) 調査研究体制の確立

(4) 会員の増強 特に、公園関係や青少年教育関係の専門家との交流を通じて審議の結果 ①研究発表会を定例化すること。②愛知県レクリエーション協会との共同事業としてシンポジウム等を定期的で開催すること。③愛知県下のレクリエーション指導者の実態等に関する調査を実施すること。④学生会員を積極的に募ること。また、公園関係者や青少年教育関係の専門家を通じて、そうした方面で活躍中の実践者の入会を促すことが承認された。

4. 役員の改選

規約に従い、本会役員の任期が満了したため、次期役員が選出された。なお、新役員は以下の通り選出され、総会において承認された。

会長 川村英男 副会長 川口光雄（名古屋経済大学）

理事長 中島豊雄（名古屋大学）

理事 池田隆二（中部大学） 大内敬哉（中京大学）

影山 健（愛知教育大学）

木村吉次（中京大学） 庄司節子（市邨学園短期大学） 西垣完彦（県立芸術大学）

橋口隆生（名古屋YMCA） 福地和夫（岐阜経済大学） 藤田匡肖（三重大学）

三宅邦夫（中日こども会） 山本英毅（日本福祉大学） 八神好宏（名古屋YMCA）

守能信次（中京大学）

監事 藤瀬兼男（中京大学） 寺沢 猛（豊橋技科大学）

幹事 国友宏渉（中京大学） 金子守男（中京大学）

〈近畿支部、九州支部〉

入信なし

「レクリエーション研究(大会発表論文集)」投稿規定

暫定措置として昭和62年度は下記の投稿規定にて実施し、問題点があれば、次年度、修正を加えるものとする。

1. 投稿者は原則として本会会員であること。
2. 論文は他誌に未投稿のものに限る。
3. 論文は新かなづかい、制限漢字使用を原則とし、A4版、横書き、400字詰原稿用紙を使用する。また、本学会所定のタイプ用紙と同じサイズ、同じ様式(B4版・縦2段コラム)であればワードプロセッサによる原稿も受け付ける。
4. 欧文要約は不要である。
5. 論文の第一頁表題の下にはかならず氏名、所属をつけ、図版・写真にもタイトルをつける。
6. 図版はかならず白紙に墨書きとし、図版・写真類は、上下の別を明記し、原則として図表の文字も活字出入れる。
7. 論文は、400字詰原稿用紙にて20枚以上30枚以内を原則とする。
8. 投稿する原稿は、手書きまたはワードプロセッサによるオリジナル原稿とそのコピー3部とする。
9. 審査を通過した論文は投稿者に返送する。投稿者は、本学会所定の用紙に和文タイプライターまたはワードプロセッサ(24×24ドット以上)原稿を活字化しなければならない。活字化されていないなど様式に適合しない論文は受け付けない。校正は投稿者の責任において行うものとする。
10. タイプの打ち上がりは、本学会所定の用紙に原則として4枚以上6枚以内とする。規定の枚数を越えた場合は投稿者の実費負担とする。
11. 論文の審査、添削に関する郵送費等は投稿者の実費負担とする。

「レクリエーション研究」投稿募集

1. 投稿期限

随時投稿論文を受け付けます。

2. 投稿規定

「レクリエーション研究」表紙裏頁参照。尚、投稿規定第6条により、邦文摘要(800字以内)を添付すれば、「欧文摘要(Resume)については編集委員会に一任することができる」とありますが、欧文の作成に際しては有料(400字につき2,000円程度)となりますのであらかじめ御了承下さい。

●必ず、コピー3部を添えて提出して下さい。

3. 郵送先

〒259-12 神奈川県平塚市北金目1117
東海大学体育学部社会体育研究室内
日本レクリエーション学会「レクリエーション研究」編集委員会

日本レクリエーション学会会則

<第1章 総則>

第1条 本会を日本レクリエーション学会（英語名 Japanese Society of Leisure and Recreation Studies）という。

第2条 本会の目的は、レクリエーションに関する調査研究を促進し、レクリエーションの発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、神奈川県平塚市北金目1117 東海大学体育学部社会体育学科内に置く。

<第2章 事業>

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学会大会の開催
2. 研究会、講演会等の開催
3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
4. 研究の助成
5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
6. 会員相互の親睦
7. その他大会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究発表する。

<第3章 会員>

第6条 本会は正会員の他、学生会員、特別会員、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。

1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
2. 学生会員は、大学生（大学院生を除く）およびそれに準ずる者とする。
3. 特別会員は、本会の目的に賛同する外地在住者とする。
4. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で、理事会の承認を得た者とする。
5. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体とする。
6. 名誉会員は、本会に特別の貢献のあった者で、

理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌（紙）等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。

<第4章 役員>

第9条 本会を運営するために、総会において正会員の中から次の役員を選ぶ。

顧問若干名、会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事若干名、監事2名

第10条 顧問は、事務局と理事会の運営に対して必要に応じて助言を行い、相談に応じる。

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

監事は、事務局と理事会の運営を監査する。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 本会に名誉会長を置くことができる。

<第5章 会議>

第13条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第14条 通常総会は、毎年1回開催し役員を選出および本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって決定される。

第15条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の $\frac{1}{3}$ 以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第16条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。

理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

<第6章 支部および専門分科会>

第17条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定め

る。

< 第7章 会 計 >

第18条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第19条 会員の会費は次の通りとする。

1. 入会金 1,000円 (5米ドル)
2. 正会員 年度額5,000円
3. 学生会員 " 1,500円 (大学院生は除く)
4. 特別会員 " 30ドル
5. 賛助会員 " 20,000円以上
6. 購読会員 " 60,000円以上 (30米ドル)
7. 名誉会員 " -

第20条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終る。

付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の%以上を得た議決により変更することができる。
2. 本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。
3. 本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。
4. 本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。
5. 本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。
6. 本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。
7. 本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。
8. 本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。